

いじめ防止基本方針

浜田水産高等学校

目次

	頁
1はじめに	1
2いじめとは	1
(1) いじめの定義	1
(2) いじめに対する基本的な考え方	1
(3) いじめの構造、要因、態様	1
1) いじめの構造	1
2) いじめの要因	1
3) いじめの態様	2
3いじめの防止等の対策のための組織の設置	2
(1) 日常の指導体制及び常設組織	2
(2) 緊急時の指導体制	3
(3) いじめ・人権侵害防止委員会	4
1) 設置目的	4
2) 構成員	4
3) 役割	4
4) 開催時期	4
(3) いじめが発生した場合および重大事態の調査組織	4
(4) いじめ・人権侵害対策委員会	4
1) 設置目的	4
2) 構成員	4
3) 第三者の登用	4
4) 役割（いじめ認知報告）	5
4いじめの未然防止	5
(1) いじめの未然防止の考え方	5
(2) 主に教師に求められること	5
(3) 主に生徒に育むこと	5
5早期発見	6
(1) いじめの積極的な認知と情報の共有	6
(2) いじめの早期発見のための措置	6
6. いじめに対する対処	7
(1) いじめに対する組織的な対応	7
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	7
(3) いじめを受けた生徒および保護者への支援	8
(4) いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言	8
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	8
(6) ネット上のいじめへの対応	8
(7) いじめの解消に向けて	9
7 その他の留意事項	9
(1) 組織的な体制の整備	9
(2) 校内研修の充実	9
(3) 地域や家庭との連携及び保護者への支援	9

参考 I いじめ防止対策推進法

参考 II 重大事態の発生報告など法等に基づく
措置に係る規定内容（公立学校の場合）

「いじめ防止基本方針」

島根県立浜田水産高等学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなりうるものである」という一般的な捉え方をふまえて考えていかなければならない。

本校では教育目標のもとに教育活動を行っている。その中で、心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養っていくこと、ストレスに対する適切な対処の仕方を身につけること、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりをめざしていかなければならない。

ひとりひとりが諸問題を抱え込むことなく組織的に取り組むために、またいじめに対する速やかな対応を行うために本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめは絶対に許されない、いじめはいじめる側が悪い。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうる。
- いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題である。

(3) いじめの構造、要因、態様

1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

2) いじめの要因

いじめの動機には、以下のものなどが考えらる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯 (遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入っていたい)
- ・嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復 (相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満 (いろいろを晴らしたい) 等

3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

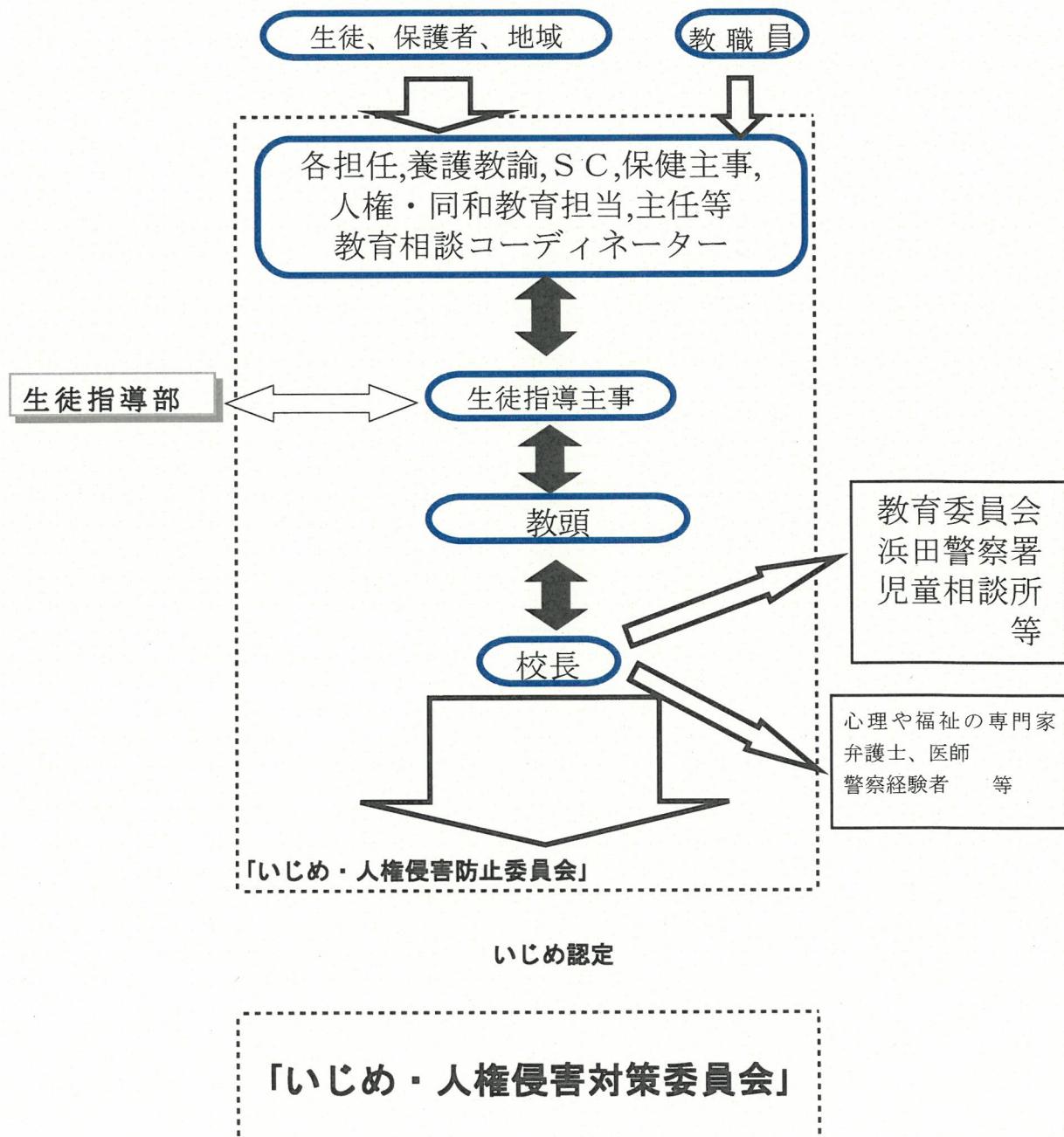
- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口 ・避ける
- ・ぶつかる ・小突く ・命令、脅し ・性的辱め ・噂流し ・部活動中のいじめ
- ・メール等による誹謗中傷 ・からかい ・仲間はずれ ・嫌がらせ ・暴力
- ・たかり ・使い走り 等

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

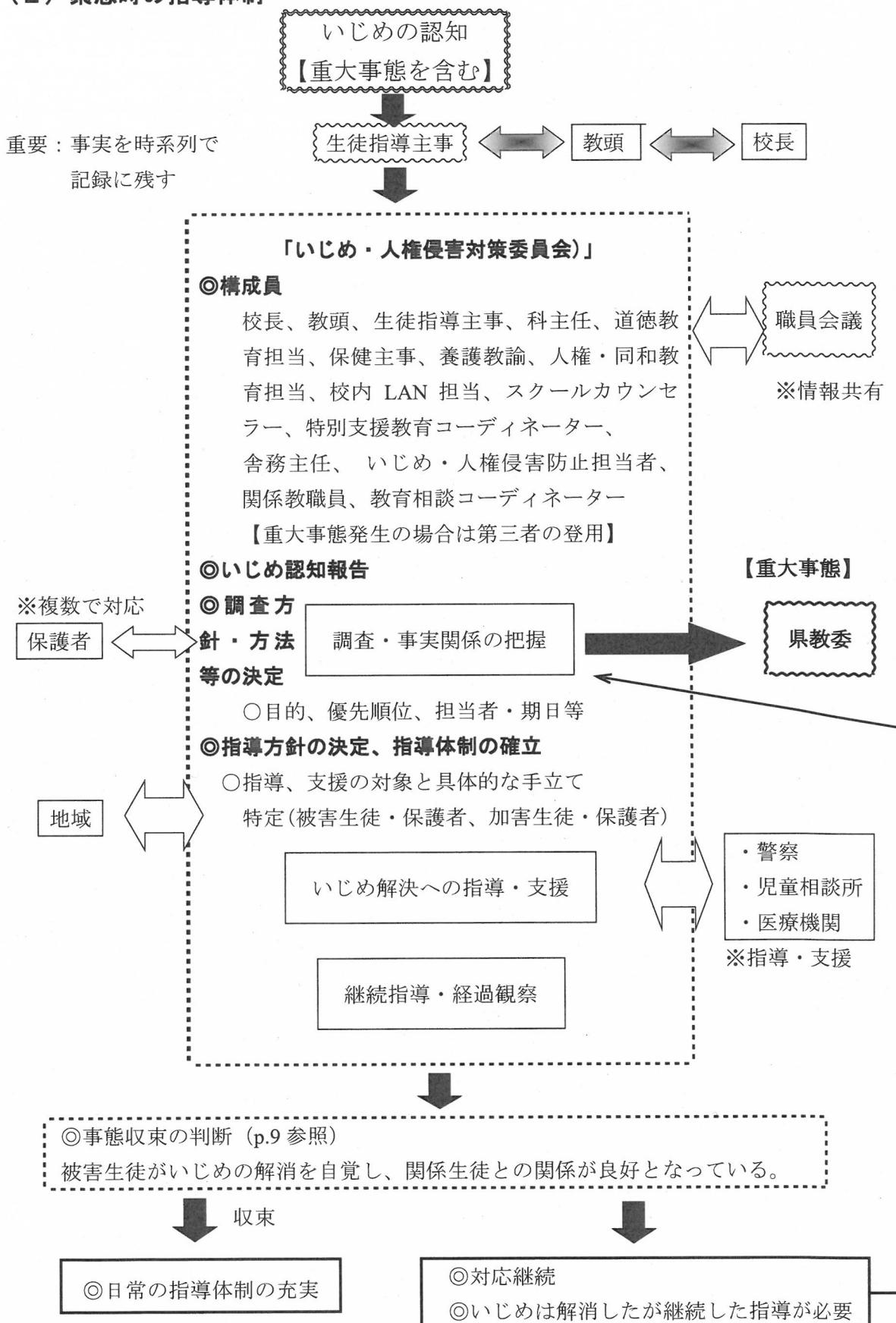
(1) 日常の指導体制および常設組織=「いじめ・人権侵害防止委員会」の設置

校内での報告・連絡等の体制については次のとおりである。

【日常の指導体制】 = 通常時の情報伝達経路および報告・連絡の系統



(2) 緊急時の指導体制



(3) いじめ・人権侵害防止委員会

1) 設置目的

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。

2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、科主任、人権・同和教育担当、道徳教育担当者、
校内 LAN 運用担当者、各クラスの担任・副担任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
スクールカウンセラー、舍務主任、いじめ・人権侵害防止担当者、教育相談コーディネーター

3) 役割

- ①いじめを未然に防止すること、また早期に発見するための施策の企画・運営を行う。
- ②いじめの認知報告およびいじめに関する情報の収集を行い、いじめであるか否かを認定する。いじめとして認定した場合「いじめ・人権侵害対策委員会」に移行して対策等を行う。

4) 開催時期

- ①定期委員会は年間 5 回（4 月、毎学期実施するアンケート終了後、年度末）開催する。
- ②臨時委員会は、いじめと思われる事案発生時および校長の諮問があったときに開催する。

(4) いじめが発生した場合および重大事態の調査組織

いじめが発生した場合および重大事態が発生した場合、「いじめ・人権侵害防止委員会」を設置する。重大事態とは次の①から③に示す場合をいう。

①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に対応する。

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(5) いじめ・人権侵害対策委員会

1) 設置目的

いじめが発生した場合および重大事態が発生した場合に、事実関係を可能な限り調査し、指導の方針・体制の確立を図り、事態収束の判断を行うことを目的とする。

2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、科主任、人権・同和教育担当、道徳教育担当者、
校内 LAN 運用担当者、各クラスの担任・副担任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
スクールカウンセラー、舍務主任、いじめ・人権侵害防止担当者、教育相談コーディネーター、その他関係教員。

3) 第三者の登用

専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（警察官経験者、医療関係者、弁護士、医師、心理や福祉の専門家、等）

4) 役割

○いじめ認知報告

いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。

4 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止の考え方 = 日々の学校生活の改善

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。また、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけをすることが大切である。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、中高の連携を密にし、人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。いじめの状況や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

○島根県教育委員会の事業で行っている高校魅力化アンケートを利用し、生徒の状況を知る。これをふまえてクラス内での状況観察を徹底する。

○島根県の施策「島根のふるまい推進プロジェクト」に準拠し、朝の挨拶運動等を展開し、校内の雰囲気を明るくするとともに、服装頭髪指導も合わせて行い規範意識を高める。

(2) 主に教師に求められること

○生徒が学校での活動を行うにあたり、学習活動が第一番であるという意識を持ち、年間計画を策定することはもちろんのこと、公開授業等の機会を利用し、自らのスキルを高めていくこと。

○生徒は、学力の低下が、自信のなさ・不安を招き、生徒指導上の諸問題につながっていくという悪循環に陥る。すべての生徒が授業に参加できる、また授業場面で活躍できるための授業改善、いうなればわかる授業づくりをしていかなければならない。

○授業の各場面での生徒の様子を観察し、その変化に気づけるようにし、規律を重んじた授業を展開すること。

○教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長があるので言動には注意をはらうこと。

(3) 主に生徒に育むこと

- 学校の教育活動全体を通じた人権教育（→人権・同和教育部）や道徳教育の充実（LHRを利用した道徳教育の推進）、読書活動・実習活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- 生徒に全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- いじめが行われる要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっている。一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 所轄警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止（自転車置き場での施錠点検、薬物乱用防止講座）に向けた取り組みを推進する。
- インターネット利用講座および情報の授業を利用した教育を行うことによって、情報モラルを向上させ、ネット上のいじめの防止を図る。

5 早期発見

(1) いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要である。

- 今まで当たり前にしてきたこと、何気なく行ってきたことを、意識的に行う。その上で、下記のようなことをもれなく気付きメモ等を活用して記録することが大切である。

- ①生徒のささいな変化に気づくこと
- ②気付いた情報を確實に共有すること
- ③(情報に基づき)速やかに組織的に対応すること

- 普段から生徒の生活を把握するためのアンケートを実施したり、定期的な個人面談（長期休業明け、学校行事終了後等）を行うことで生徒の生活の状況をなるべく把握する。
- 暴力行為や「暴力を伴ういじめ」を現認した場合は速やかに止め、その場に居合わせた者を確認しておく。一人での対応が難しいと判断した場合は即座に応援を要請すること。また、その現認した状況を報告し、その後の指示を仰ぐ。
- 「いじめ問題対応の手引き」を活用した研修を行うとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

○定期的なアンケート調査（毎学期1回）や定期的な教育相談を実施する。

このアンケート調査は、年2回実施していたが平成29年度からは毎学期実施し、より生徒の状況把握に努めることとした。また長期乗船実習中の生徒にも実施することとした。

アンケート結果は生徒指導部において関係生徒が卒業するまで保管する。

○定期・不定期に関わらず実施される職員会議において、各クラスの状況について情報共有の時間をもつこととした。

○生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

○休み時間や放課後の生徒の日常の様子に目を配り、交友関係等の情報をなるべく多く収集する。また、生徒や保護者からの情報（サイン）が、よく見え、よく聞こえる人間関係を日頃から作っておく。

6 いじめに対する対処

(1) いじめに対する組織的な対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切である。また、いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校設置者に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく浜田警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに浜田警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめの疑いがある行為の発見があった場合は、情報収集を行い、「いじめ・人権侵害防止委員会」がいじめか否かを判断する。

○いじめであることが認定された場合には、被害生徒のケア、加害生徒の指導を並行して行うことになる。その際、次のことに注意する。

- ・一方的、一面的な解釈で対応しないこと
- ・プライバシーを守ること
- ・迅速に保護者に連絡すること
- ・教育的配慮のもとでのケアや指導を行うこと

○生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに浜田警察署への通報、援助を求める。

- あくまでも「組織」としての対応を行う。
- いじめが「重大事態」と判断された場合には、学校設置者(島根県教育委員会)からの指示に従って必要な対応を行う。

(3) いじめを受けた生徒および保護者への支援

いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該生徒に継続的に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、（主任）児童委員、弁護士、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力も得ながら継続的な支援を行う。

(4) いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

○加害生徒への指導が十分な効果を上げられないと判断した場合、および犯罪行為として取り扱われるべきものの場合には、浜田警察署に相談しこれを参考にして指導を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係が構築でき、安全・安心が確保された集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

○臨時学級会、臨時学年会、臨時科会等を開催し、全体の問題であることを認識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進（情報の授業でのモラル教育、インターネット講座等）を図るとともに保護者への啓発を行う。

表面的なものだけでなく、裏側（閉鎖的な世界:LINE 等でのつながり）の不適切な書き込みについては、発見や情報収集が遅れ、対応が後手に回る傾向がある。早期発見のためには、生徒との良好な関係を構築し、日頃から情報交換をしていく必要がある。

(7) いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などで確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く監察する必要がある。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な体制の整備

いじめへの対応は、一部の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ人権侵害防止委員会」を中心として、情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

(2) 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 地域や家庭との連携及び保護者への支援

- 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。
- 学校、P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

【参考 I】

いじめ防止対策推進法

いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立。同年6月28日公布、9月28日に施工された。

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを定義するとともに、国、地方教教団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針策定を義務付けられた。

(1) 総則・基本方針

第八条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめをうけているとおもわれるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

第十三条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 基本施策

いじめ防止対策推進法の基本施策は次のとおりである。

第十五条 学校におけるいじめの防止

第十六条 いじめの早期発見のための措置

第十七条 関係機関等との連携

第十八条 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

第十九条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

第二十条 いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

第二十一条 啓発活動

(3) いじめの防止等に関する措置

第二十二条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第二十三条 いじめに対する措置

第二十四条 学校の設置者による措置

第二十五条 校長及び教員による懲戒

(4) 重大事態への対処

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校による対処

第三十条 公立の学校に係る対処

(5) 雑則

第三十四条 学校評価における留意事項

【参考Ⅱ】

重大事態発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容（公立学校の場合）

措置内容	措置の位置付け	規定内容
重大事態の発生報告	学校から教委への報告	<p>確実に講じなければならない</p> <p>適切な対応をとることが望ましい</p> <p>地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（法第30条第1項）</p> <p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。 （国の基本方針）</p>
	教委から教育委員会会議への報告	<p>適切な対応をとることが望ましい</p> <p>公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。</p> <p>（不登校調査指針）</p> <p>※文部科学省は、生命心身財産重大事態についても同様の対応をとるべきと考えている。</p>
	教委から地方公共団体の長への報告	<p>確実に講じなければならない</p> <p>適切な対応をとることが望ましい</p> <p>地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（法第30条第1項）</p> <p>学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、SC、SSWをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。（重大事態調査ガイドライン）</p>
調査報告書の作成	適切な対応をとることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめ（自殺調査指針） 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。（不登校調査指針）
重大事態の調査結果の報告	教委から教育委員会会議への報告	<p>適切な対応をとることが望ましい</p> <p>重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱いうることも検討すること。 （重大事態調査ガイドライン）</p>
	教委から地方公共団体の長への報告	<p>確実に講じなければならない</p> <p>前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（法第30条第2項）</p>
教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供	確実に講じなければならない	<p>学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査をおこなったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）</p>

（注）文部科学省の資料に基づき、総務省が作成。